前金	部分払
有	一　回

令和３年度住第２－５号
津市市営高洲町アパート１号館８号室火災に伴う復旧修繕

修繕場所	津市　　高洲町　　地内
工　　期	令和４年１月１７日まで
修繕概要	修繕 （建具修繕、内外装修繕） ※上記に係る内装等復旧修繕　一式

市営住宅担当参事	市営住宅維持担当副参事	市営住宅維持担当主幹 検算者　照査責任者	担当 設計者

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築	1	式		
電気設備	1	式		
機械設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
建築	1	式		
計				

建築

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
建具改修	1	式		
内外装改修	1	式		
発生材処分	1	式		
計				

建築

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設		1	式		
計					
建具改修	撤去	1	式		
建具改修	改修	1	式		
計					
内外装改修	撤去	1	式		
内外装改修	改修	1	式		
計					
発生材処分		1	式		
計					

建築		直接仮設				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
墨出し	内部改修用	1	式			
内部足場	脚立足場程度	1	式			
養生	内部改修用	1	式			
整理清掃後片付け	施工中、竣工時 内部改修用	1	式			
計						

建築	建具改修			撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
木製建具撤去	2ヶ所（WD2、WD3） 枠、集積共	1	式			
計						

建築	建具改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
＜鋼製建具＞						
SD1	W820×H1830 切欠き部溶接、DP塗装（枠共） （錆止め、下地調整共）	1	か所			
＜アルミ製建具＞						
建具清掃	5ヶ所（AD1、AD2、AD3、AW1、AW2） ガラス部共	1	式			
＜木製建具＞						
WD1	W600×H1760 両面SOP塗替 （ﾄﾞｱ枠共）（下地調整RB種共）	1	か所			
WD2	新設 W1500×H1760 取付・運搬費共 （ﾄﾞｱ枠　ｹﾚﾝ　SOP塗装共）	1	か所			
WD2	W1500×H1760　和室側ふすま張替 廊下側　SOP塗装（ﾄﾞｱ枠共） （ｹﾚﾝ共）	1	か所			
三方枠	新設 W1600×H1760 OS塗共	1	か所			
＜その他＞						
F4	ふすま張替　両面 新鳥の子、裏紙（天袋共） （ﾄﾞｱ枠染抜き、OS塗共）	1	式			
計						

建築	内外装改修			撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
畳撤去	たたみ寄せ共 15枚程度 集積共	1	式			
床下地板撤去	18.8㎡程度 集積共	1	式			
床組撤去	ころばし　10.7㎡程度 集積共	1	式			
壁合板･ﾎﾞｰﾄﾞ撤去	一重張り　一般 20.4㎡程度 集積共	1	式			
壁下地撤去	木下地 10.2㎡程度 集積共	1	式			
壁ﾌﾟﾗｽﾀｰ撤去	モルタル面まで　33.9㎡程度 集積共	1	式			
付柱撤去	7本程度　集積共	1	式			
敷居撤去	4本程度　集積共	1	式			
付鴨居撤去	5本程度　集積共	1	式			
天井石膏ﾎﾞｰﾄﾞ撤去	一重張り　21.9㎡程度 廻縁、集積共、ｱｽﾍﾞｽﾄ含有	1	式			
天井大平板撤去	一重張り　4.5㎡程度 廻縁、集積共、ｱｽﾍﾞｽﾄ含有	1	式			
天井吊木撤去	13.2㎡程度　集積共	1	式			
壁タイル撤去	1.6㎡程度　下地ﾓﾙﾀﾙ共　集積共	1	式			
ユニット撤去	キッチン　1ヶ所　吊戸棚共	1	式			
計						

建築	内外装改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
（内部）						
<木>						
ころばし床組	米つが　大引き　根太@360	10.7	㎡			
際根太	米つが　40×45	13.5	m			
床下地板張り	ラワン合板（2類）　厚12mm	18.8	㎡			
間仕切軸組	米つが　大壁	2.4	㎡			
胴縁組	米つが１等　@450	2.4	㎡			
壁せっこうﾎﾞｰﾄﾞ張り	突き付け　厚9.5mm	4.8	㎡			
幅木	米つが　H=60	13.3	m			
天井下地	米つが 吊木、野縁受け@900、野縁@455	21.7	㎡			
天井廻縁	米つが　30×30	21.5	m			
<内装>						
畳敷き	標仕D種　畳表C2 柄へり　Ht 畳床KT-Ⅲ　一畳 施工規模30枚以下程度	8	枚			
畳敷き	標仕D種　畳表C2 柄へり　Ht 畳床KT-Ⅲ　半畳 施工規模30枚以下程度	2	枚			
畳寄せ	米つが　40×20	20.4	m			
ビニル床シート	厚2.0　織布積層　FS	18.8	㎡			
モルタル補修	付鴨居部W=40	10.1	m			
壁プラスター塗	厚20mm	32.9	㎡			
壁ＮＡＤ塗り	既設ﾌﾟﾗｽﾀｰ、ﾗﾜﾝ合板面 下塗材共 工程B種、下地調整RA種(新規面)	64.9	㎡			
ＯＳ塗装	既設木部　糸幅100mm程度 染抜き、素地ごしらえB種	35	m			

建築	内外装改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
天井化粧せっこうボード	厚9.5mm　直張	30.4	㎡			
天井ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板	厚10mm・突付け ＮＡＤ塗装共	4.5	㎡			
壁ﾀｲﾙ張り	100mm角 ﾓﾙﾀﾙ下地共 便所東面・北面壁	1.6	㎡			
小屋裏ＮＡＤ塗り改修仕様	西和室、台所　ｺﾝｸﾘｰﾄ面 下塗材共 工程B種、下地調整RA種(新規面)	17.7	㎡			
天井廻縁	塩化ﾋﾞﾆﾙ製	43.4	m			
天井点検口	一般ﾀｲﾌﾟ　内外枠共額縁 450角	1	か所			
<ﾕﾆｯﾄ及びその他>						
キッチン	1650x550x800程度	1	か所			
ﾀｲﾙ清掃	浴室、トイレ（腰壁、床）	9.8	㎡			
清掃	和便器 薬品使用	1	式			
隔て板復旧	けい酸ｶﾙｼｳﾑ板 厚5 DP塗装（枠・支持金物共） 樋部金物取替2箇所 （ｺの字ｱﾝｸﾞﾙ　SUS製） 既設支持金物上下ﾎﾞﾙﾄ固定	1	式			
計						

建築		発生材処分				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬	積込み共（水銀使用製品分を含む）	1	式			
発生材処分	処分費（水銀使用製品含む） 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ0.1ｔ程度 陶器類0.1ｔ程度 木くず0.2ｔ程度 繊維くず0.2ｔ程度 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材0.2ｔ程度 大平板　ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材0.1ｔ程度	1	式			
計						

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
電気設備	1	式		
計				

電気設備

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
電灯設備	1	式		
構内交換設備	1	式		
テレビ共同受信設備	1	式		
計				

電気設備

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
電灯設備	電灯分岐	1	式		
電灯設備	コンセント分岐	1	式		
計					
構内交換設備		1	式		
計					
テレビ共同受信設備		1	式		
計					

電気設備	電灯設備			電灯分岐		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
1種金属線ぴ(MM1)	A型(25.4mm)	12	m			
1種金属線ぴ(MM1)付属品	ｺｰﾅｰﾎﾞｯｸｽ、ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ等	1	式			
ﾎﾞｯｸｽ類		1	式			
600V CVｹｰﾌﾞﾙ	8mm2- 2C 管内	23	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形(VVF)	1.6mm- 2C 管内	13	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形(VVF)	1.6mm- 2C ﾋﾟｯﾄ・天井	26	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形(VVF)	1.6mm- 3C 管内	2	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形(VVF)	1.6mm- 3C ﾋﾟｯﾄ・天井	4	m			
LED照明器具	A	1	個			
LED照明器具	B	1	個			
LED照明器具	C	1	個			
LED照明器具	D	1	個			
LED照明器具	E	2	個			
引掛けｼｰﾘﾝｸﾞ		3	個			
ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ(樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付)	1P 15A ×1　ﾈｰﾑ無 -　-	3	個			
ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ(樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付)	1P 15A ×2　ﾈｰﾑ無 -　-	1	個			
ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ(樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付)	1P 15A ×3　ﾈｰﾑ無 -　-	1	個			
ｺﾝｾﾝﾄ(樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付)	連用形2P15A×1 - 125V	1	個			
ﾎｰﾑ分電盤		1	個			
ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄ(金属製)	丸型 ﾌﾞﾗﾝｸ	1	個			

電気設備		電灯設備		電灯分岐		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去費	分電盤、蛍光灯等	1	式			
計						

電気設備	電灯設備			コンセント分岐		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
耐衝撃性 硬質ﾋﾞﾆﾙ管(HIVE)	露出配管　22mm	2	m			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	2	m			
1種金属線ぴ(MM1)	A型(25.4mm)	8	m			
1種金属線ぴ(MM1) 付属品	ｺｰﾅｰﾎﾞｯｸｽ、ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ	1	式			
ﾎﾞｯｸｽ類		1	式			
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	100 x 100 x 100　VE　WP	1	個			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁 ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 (VVF)	1.6mm- 2C 管内	6	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁 ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 (VVF)	1.6mm- 2C ﾋﾟｯﾄ・天井	3	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁 ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 (VVF)	2.0mm- 2C 管内	8	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁 ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 (VVF)	2.0mm- 2C ﾋﾟｯﾄ・天井	22	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁 ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 (VVF)	2.0mm- 2C FEP内(PF･CD)	2	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁 ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 (VVF)	2.0mm- 3C 管内	2	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁 ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 (VVF)	2.0mm- 3C ﾋﾟｯﾄ・天井	6	m			
ｺﾝｾﾝﾄ (樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付)	連用形2P15A×1 - 125V	1	個			
ｺﾝｾﾝﾄ (樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付)	連用形2P15A×2 (一体形) 125V	4	個			
ｺﾝｾﾝﾄ(防雨形)	2P15A×2 (抜止め 接地極×2 接地端子付) 125V	1	個			
ﾁｬｲﾑ　押釦		1	個			
ﾁｬｲﾑ　ﾌﾞｻﾞｰ		1	個			
壁貫通処理		1	式			
撤去費	ｺﾝｾﾝﾄ、ﾁｬｲﾑ等	1	式			

電気設備		電灯設備			コンセント分岐	
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
計						

電気設備	構内交換設備					
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
合成樹脂製可とう電線管（PF単層）	隠ぺい・埋込配管 16mm	2	m			
ﾎﾞｯｸｽ類		1	式			
TIVFｹｰﾌﾞﾙ	0.65mm-2C 管内	25	m			
TIVFｹｰﾌﾞﾙ	0.65mm-2C ﾋﾟｯﾄ・天井	5	m			
TIVFｹｰﾌﾞﾙ	0.65mm-2C FEP内(PF･CD)	2	m			
電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ（樹脂製）	ﾓｼﾞｭﾗｰｼﾞｬｯｸ(RJ11) ×1	1	個			
撤去費	電話受口	1	式			
計						

電気設備	テレビ共同受信設備					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
同軸ｹｰﾌﾞﾙ	S-5C-FB　管内	13	m			
同軸ｹｰﾌﾞﾙ	S-5C-FB　ﾋﾟｯﾄ・天井	4	m			
直列ﾕﾆｯﾄ （樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ）	CS-　7F- RWE	1	個			
火災警報器	引きひも付 煙感知式	3	個			
撤去費	直列ﾕﾆｯﾄ	1	式			
計						

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
機械設備	1	式		
計				

機械設備				
名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
換気設備	1	式		
衛生器具設備	1	式		
給水設備	1	式		
排水設備	1	式		
ｶﾞｽ設備	1	式		
撤去工事	1	式		
計				

機械設備

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
換気設備	換気設備	1	式		
計					
衛生器具設備	衛生器具設備	1	式		
計					
給水設備	給水設備	1	式		
計					
排水設備	排水設備	1	式		
計					
ｶﾞｽ設備	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ設備	1	式		
計					
撤去工事		1	式		
計					

機械設備	換気設備	換気設備				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
V-1　壁付扇	台所用 電気式ｼｬｯﾀｰ 引きひも付 羽根径：15cm 風量：342㎥/H 他付属品共	1	台			
計						

機械設備	衛生器具設備	衛生器具設備				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ﾛｰﾀﾝｸ	S670BU,TS751ZSRR32,TS670FZUS, TS571D,T82CR32,T56H5R 同等品	1	組			
洗面器	L210C,T205UNRC,TL250D,T7PW1 同等品	1	組			
自在水栓	T130AUN13C 同等品	2	個			
計						

機械設備		給水設備		給水設備		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾁｭｰﾌﾞ	ｽﾃﾝﾚｽ製　20A	1	本			
計						

機械設備	排水設備	排水設備				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	屋内一般　40A	1	m			
通気・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	屋内一般　50A	3	m			
通気・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	屋内一般　75A	3	m			
塗装工事	DP塗　6m	1	式			
既設配管切断接続費		1	式			
計						

機械設備	ｶﾞｽ設備			ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ設備		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ｶﾞｽｺｯｸ	ﾊﾝﾄﾞｺｯｸ　20A 2口ﾀｲﾌﾟ　1個 1口ﾀｲﾌﾟ　1個	1	式			
塗装工事	既設露出ｶﾞｽ管　DP塗　5m	1	式			
計						

機械設備		撤去工事				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
既設撤去費	換気扇,衛生器具,配管等含む	1	式			
計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
共通仮設費(積上)	・ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽ ・交通誘導員 ・建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ入力費					

特　記　仕　様　書

【部分下請負通知書に関する事項】
　受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】
　受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。
　なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

＜名札の例＞

写　真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者
	氏　名　○○　○○
	工事名　○○○○○工事
	工　期　自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会　社　○○○○株式会社 印

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注２）印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】
　工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限にくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。
　なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、出入口等に誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】
　請負代金の額が１３０万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の１０分の４以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】
　本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。
　なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【法定外の労災保険の付保】
　受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第５７条第３項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

【現場パトロールに関する事項】
　当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

【石綿撤去に関する法令等】
　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。
　「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し管理すること。

【施工体制台帳】
　受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【社会保険等未加入対策】
　適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

【法定福利費の負担】
　法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。

【完成報告書】
　工事完成報告書の提出部数は３部とする。

【木材の調達の目標】
　本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。
　なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。
注1　「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。
　また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。
注2　「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【設計変更に関する事項】
　設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成３１年３月）を参考とする。
　（津市ＨＰ「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。 1　受注者等の義務 ⑴　本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 ⑵　受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 ⑶　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 ⑷　受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3　契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1　下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2　資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3　建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4　業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 1　受注者等の責務 ⑴　関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 ⑵　受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 ⑶　受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 ⑷　受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 ⑸　受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 ⑹　受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2　公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 ⑴　条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 ⑵　条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 ⑶　条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 ⑷　⑴から⑶に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 ⑸　特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本修繕における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1　修繕の円滑な施工確保を図る観点から、本修繕の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2　新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請業者をはじめ、下請業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3　修繕等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4　感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。 5　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「修繕の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 6　作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 　なお、感染者等であることが判明した場合は、本修繕のみならず、受注者が本市と契約中の全ての修繕について、一時中止の措置を行う場合がある。 7　新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があるとめられるときは、工期若しくは請負代金の変更の対象とするものとする。